

令和 8 年 6 月 1 7 日 宣告

令和 7 年（わ）第 2 8 2 号

|   |   |
|---|---|
| 判 | 決 |
| 主 | 文 |

被告人を禁錮 2 年に処する。

この裁判が確定した日から 4 年間その刑の執行を猶予する。

|   |   |
|---|---|
| 理 | 由 |
|---|---|

**（罪となるべき事実）**

被告人は、A 小学校の校長として同小学校の校務をつかさどり、所属職員を指導監督するもの、分離前相被告人 B は、同小学校の教頭として被告人を助け、校務を整理し、必要に応じ児童の教育をつかさどるもの、分離前相被告人 C 及び同 D は、同小学校第 4 学年の担任教諭として児童の教育をつかさどるものであるが、同小学校のプール（最浅部の規格 1 メートル、最深部の規格 1. 2 メートル）の設備が故障したため、高知市（住所省略）所在の E 中学校のプール（最浅部の規格 1. 2 メートル、最深部の規格 1. 4 メートル）において、同小学校第 4 学年から第 6 学年までの水泳授業を実施することにしたところ、各種指針等により水泳授業の実施に当たってはプール全体を監視する体制を講じるべきことが定められていた上、C、D 及び B が令和 6 年 7 月 5 日午前 1 0 時 4 0 分頃に同プールで同小学校第 4 学年の水泳授業を実施するまでに、同プールで水泳授業を実施するなどしたことにより、被告人、C 及び D において、同プールの大部分の水深が同学年児童である F（当時 9 歳、身長 1 1 6. 5 センチメートル）の身長よりも深いこと、及び泳力が乏しい同人らが同プールで溺れかけたことを認識し、B においても、同プールの水深が同小学校のプールの規格よりも深いこと、F の身長が低いこと、及び同人の泳力が乏しいことを認識していたのであるから、

- 1 C、D及びBは、その頃、同中学校のプール（当日の水深は、最浅部で約113センチメートル、最深部で約132センチメートル）において、同小学校第4学年の水泳授業を実施するに当たり、Cが、同学年の児童36名に対し、水泳が得意なグループと水泳が苦手なグループに分かれるよう指示した際、Dのみで指導することになっていた水泳が苦手なグループに、同学年の児童の半数を大きく超えるFを含む26名の児童が集まり、Dのみでは水泳が苦手なグループの児童の安全を確保しつつ指導することが困難になり、C、D及びBにおいて、同学年の児童を同プールで泳がせた場合には、特に水泳が苦手な児童が集まっている上に人数も多い同グループにおいて児童が溺水するなどの事故が発生する危険があることを容易に予見できたのであるから、児童の動静を注視し、特にFらについては、常にその所在を把握しながらその動静をより一層注視し、児童を溺れさせることなく、もし児童が溺れた場合には速やかに発見して同プールから引き上げるなどすべく、水泳授業を一時中断し、C、D及びBにおいて同プール全体を監視した上、児童複数名を相互に監視させ、都度人数確認を行うこと、泳力が乏しい児童に浮き具等を使用させることなどの児童の溺水等の事故を防止する措置を講じるなどして共同して事故の発生を防止すべき業務上の注意義務があるのに、これらを怠り、同プール全体を監視せず、児童の溺水等の事故を防止する措置も何ら講じなかった
- 2 被告人は、同授業に先立ち、C、D及びBに対し、児童の動静を注視し、特にFらについては、常にその所在を把握しながらその動静を一層注視し、児童を溺れさせることなく、もし児童が溺れた場合には速やかに発見して同プールから引き上げるなどすべく、水泳授業中はC、D及びBにおいて同プール全体を監視した上、児童複数名を相互に監視させ、都度人数確認を行うこと、泳力が乏しい児童に浮き具等を使用させることなど児童の溺

水等の事故を防止する措置を講ずるよう指導すべき業務上の注意義務があるのに、これらを怠り、C、D及びBに対し、同プール全体を監視するための指導も、児童の溺水等の事故を防止する措置を講じさせるための指導も十分に行わなかった

各過失の競合により、漫然とFを同プールの水深が深い地点で泳がせ、その頃から同日午前10時55分頃までの間に、同プールにおいて、同人が溺れたことに気付かないまま同人に水を吸引させ、よって、同日午後7時39分頃、高知市（住所省略）所在のG医療センターにおいて、同人を溺水に起因する急性呼吸不全により死亡させた。

#### **（量刑の理由）**

- 1 本件は、小学校の校長である被告人が、中学校のプールにおいて同小学校第4学年の児童らの水泳授業中に、同小学校教員ら3名との過失の競合により、児童1名を溺死させた業務上過失致死の事案である。
- 2 被告人は、上記水泳授業を実施する中で、1回目の水泳授業後に同学年の担当教員らから、同学年の泳力が全体的に乏しく、水泳授業中に被害者を含む3名の児童が溺れかけた旨の報告や、他の小学校で水泳授業を実施したほうが良い旨の進言を受けており、2回目の水泳授業実施にあたって自ら同伴した際にも、同プールの水深が同学年の児童らにとっては深いことを確認していたのであるから、同プールで同学年の水泳授業を実施すれば溺水等の事故が発生する危険性があることを十分に認識していた。被告人は、校長として他の教職員を指導すべき立場にあり、前記のような危険性の存在を認識していたことから、各担当教員に対し各種指針等で定められた注意事項を遵守して安全性を確保しつつ水泳授業を実施するよう指導すべきであったのに、安易にもこれを怠った。通常の水泳授業実施に比して担当教員を1名増員するなど事故防止に全く無頓着であったとまではい

えないことを踏まえてもなお、過失の程度は大きいといわざるを得ず、厳しい非難は免れない。

被害者の死亡という本件事故の結果は取り返しのつかないものであり、わずか9歳でその人生を突如として終えることとなった被害者の無念と悲しみは察するに余りある。特に被害者の両親や姉が悲痛な心情を訴え、厳しい処罰感情を有するのにも理解できる。

以上のような過失の大きさや被害結果の重大性に鑑みれば、被告人に対しては、罰金刑を選択することは相当でなく、禁錮刑をもって臨むべきである。

- 3 一方、犯情以外の事情についてみるに、被告人には、当初から全ての事実を認めて謝罪と反省の態度を示していること、みるべき前科がないこと、長年にわたり教員として真面目に勤務してきたことなど有利な事情も認められる。
- 4 そこで、これらの犯情以外の事情も併せ考慮し、被告人の刑事責任に見合った刑として主文の禁錮刑を定めた上、その刑の執行を猶予することとした。

(求刑：禁錮2年)

令和8年6月17日

高知地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 田 中 良 武

裁判官 奥 野 育 美

裁判官 大 西 裕 紀